

陰陽道入門

「平安中期陰陽道と貴族の生活」より

住岡 陽子

はじめに

我が国の陰陽道の源流は、遠く中国古代社会に発生した陰陽五行説にある。この陰陽五行説は、もともと別個な存在であり、それが古い歴史を持つ陰陽説と五行説、それに十干・十二支の干支や、『周易』の剛柔・八卦の思想なども加わって、漢代にその型を整え、更に魏晋南北朝において、それが複雑に結合し、それに漢民族の固有の信仰など種々の要素も加わって成立した思想律¹⁾をいう。黄河流域で農耕生活をしていた漢民族が、その厳しい自然の中から体得した世界観であり、極めて自然科学的な思想の結合体である、陰陽五行説は、どのような過程を経て、日本独自の陰陽道として成立し、また、貴族文化の一端を担うまでに発展していったのだろうか。

一 陰陽道の最盛

陰陽五行説が本格的に日本へ伝わったのは、『日本書紀』によれば、七世紀初頭の推古十年(六〇二)である。以降、約半世紀あまりを経過して、律令制度の成立とともに、中務省所属の陰陽寮の職掌として、国家の要請により、国家の資養のもとに移入せられたのであった。陰陽寮の組織・職掌について、次頁にまとめた表にそのなから、簡単にみていこう。まず、長官は一人、頭と称して天文・暦数・風雲・気色を掌り、天文に異常が認められた時は、密封奏聞が許されていた。頭の下には、助(次官)・允(判官)・大、小属

(主典)が各一人置かれた。これら四等官は、事務担当者である。技術面の職務は、陰陽科・暦科・天文科・漏刻の四分野からなり、陰陽科のうち、陰陽師は六人で、占筮・相地を掌る。占筮とは具体的にいかなる方式が用いられたか、その詳細を知ることはできないが、後世陰陽師の卜占が、ほとんど式占であった事実と照らし合わせて、当初より式占によつたとと思われる。相地とは、土地の吉凶の判定を行うもので、同じく予言を目的とするものである。陰陽博士一人は、陰陽生十人を教えるものであった。天文科の博士一人は、天文・気色を観測し、異常があれば密奏を行い、天文生十人の教育にも当たった。暦科の博士一人は、造暦と暦生十人の指導が任務である。この場合の「暦」とは、卷子本で一日ごとに漢文で季節や日の吉凶、禁忌、星宿の位置、月の満ち欠けなどが詳しく書かれ、日記帳にも利用された「具注暦」のことで、雑令第三十第六條に十一月一日までに新年の暦を調進するよう規定されている。暦生は、暦を習うことが本務であつたが、事実上は博士の助手で、指導に従つて暦計算を行つた。漏刻の時刻を刻博士は二人で二十人の守辰丁を統率し、漏刻の時刻をかり、時は鼓、刻は鐘を鳴らして知らせる。その他、使部二十人・直丁三人を加え、合計頭以下八十九名の職員から成つてゐる。

以上みてきたように、律令制下の陰陽寮の陰陽・天文・暦の三科は、各学問分野の習学と専門技官の育成という学問的機関としての役割と、その専門的技官による奉仕という職能的機関としての役割を持つていた。陰陽道の具体的な発端は、これらのうち、最も要請が大きかつたと思われる陰陽科の職掌に負うものである。陰陽寮設置後、奈良・平安時代前期にかけて、学芸の奨励や教科書の決定、寮財政の基礎の整備などの諸施策の実際が、学問教育機関として自前の技官の養成が進んだことになつた。陰陽科についても一休性を持った職務が行えるようになつた。

『周易』、『新撰陰陽書』、『黄帝金匱經』、『五行大義』を習学し業を終えた陰陽生は、陰陽得業生となり、年勞を積んで陰陽師から更に陰陽博士や、陰陽寮の事務官僚である陰陽頭を筆頭とする四等官に任用されるという、学問的分科と分科出身者の登官の次第とが確立したのである。そのため、職務内容も急速な展開を示し、平安時代中期に及んで新局を呈するに至ったのだ。つまり、第一に「占筮相地」という令の規定を越えた、神祇官卜部の職掌とされていた呪術祭祀面をも職務に取り込んで、宗教的技能機関としての実態を備えたわけである。そして、改めて神祇官卜部との職務分担が図られた陰陽科の職務は、占申・勘申・祭祀の三部門に分かれることとなった。

時期を同じくして、陰陽科、ないしは陰陽科の扱う職務内容を指すものとして、陰陽道という語が一般的に用いられるようになった。陰陽道の「道」は、直接的には博士の訓導の「道」とか専門技官の占術の「道」とかいう、叙位任官の考課の対象となる学問的・職能的験能を意味するが、実質的には、この登官の次第となる学問的分科そのもの、さらには、分科出身者の職掌内容そのものを意味する。陰陽道という言葉は、これらがある一定の専門性を持つものとして明確に認識されるに至って、初めて呼称されたものであるというところを、ここに確認しておく必要があるだろう。ちなみに、紀伝道・明経道・明法道・算道・天文道・暦道・医道といった呼称もまた、大学寮・陰陽寮・典業寮等、専門の学術・技術を行使し博士と学生を擁する学術教育機関、ないしはその分科を意味するものであった。また、陰陽道が、全面「公」から「公」に基本をおきつつ、「私」へと展開していったのも、ちょうどこの頃である。陰陽寮が設置された律令制定期当初の奈良時代では、前述したように、その利用は公務に限られていた。すなわち陰陽道は、律令国家の要請に公務に限らなかつた。同時に、技術として、律令国家の独占掌握するところであり、同時に、陰陽寮の官人以外の者の学習伝授を拒んでいたのである。

る。当然、陰陽道関係の図書は、嚴重な禁書の取り扱いを受けていた。それが平安時代中期に入り、陰陽寮の官人が宗教家としての性格を獲得すると、どのように変化していったのか。彼らは、国家への奉仕はもちろんのこと、私人の要請にも応えて、単に吉凶予見の卜筮のみならず、民族宗教の一部をその職掌に加え祭・祓を執行するなど、幅広く貴族社会で活動し始めたのである。以後、陰陽道は、公式には寮の活動、非公式には個人の活動となつていった。こうして、平安時代中期、陰陽道は名実ともに成立したわけである。それは、宮廷貴族社会において甚だしく盛行し、最盛の時を迎えるのだった。

二 陰陽道を継ぐ者

「陰陽師」はもともと、律令下の陰陽寮における定員六名の官職名を指した。これは、律令制定期当初、從七位上相当の品官で、寮の四等官と対比すると、允に同じで大属より上位にあつた。ところが、平安時代に入ると、「陰陽師」は四等官の低位に組み込まれ、陰陽生↓陰陽得業生↓「陰陽師」↓陰陽属というのが、陰陽道出身者の登官の次第の一つの基準となつた。また、天文・暦両道出身者も、陰陽道兼学者としてこの登官の次第に組み込まれた。こうして、陰陽道の職務を担当できる者は、令制段階の陰陽博士一人・「陰陽師」六人から、四等官を含む陰陽道出身者・兼学者に大幅に増員されることになつた。これに合わせ、官職としての「陰陽師」とは別に、この陰陽道出身者・兼学者といつた陰陽道を職務とする者が、専ら職能者として「陰陽師」と通称されるようになったのである。折しも時は、「陰陽道」が成立した、平安時代中期を迎えようとしていた。「陰陽道」は、一般的にはどのようになつたのか、平安中期宮廷貴族社会において、一般的にはどのようになつたのか、平安中期宮廷貴族

ろうか。藤原明衡の『新猿楽記』は、一種の職人尽くしとして平安中期の様々な職業者の様相を伝えるが、同書の架空の「陰陽師」賀茂道世に関する記述には、次のようにある(3)。

十君夫陰陽先生賀茂道世、金櫃經・枢機經・神枢靈轄等之無_レ所_二不審_一、四課_三三_二伝明_一々々々也、占_二覆物_一、者如_レ見_レ日、推_二物怪_一者如_レ指_レ掌、進_二退_二十二_一神將_一、前_二後_二三十六_一禽_一、仕_二式_二神_一、造_二符法_一、開_二閉_二鬼神_一之目、出_二入_二男女_一之魂_一、凡_二都_二覽_二反_二閑_二究_二術_一祭祀解除致_レ驗、地鎮・謝罪・呪術・厭法等之上手也、吉備大臣七佐法王之道習伝者也、加之註_二曆_二天文_一図・宿禰地判經、又以了々分明也、所以形雖_レ稟_二天_一文_一、心通_二達_二鬼_一神_一、身雖_レ住_二世_一間、神經_二緯_二天_一地_一矣、

明衡は、卜占・祓・陰陽道祭など種々の呪法に通じた「陰陽師」を、「人の形をし人の世に住む鬼神」と評したのである。藤原行成なども、卜占に長じた「陰陽師」賀茂光榮を、

光榮之占如_レ指_レ掌、可_レ謂_レ神也(『權記』寛弘八年(一〇一一)五月九日条)

と、「神」に準えて評している。また、『小右記』長和四年(一一〇一)七月二十一日条に、

非_二練行者_一、非_二陰陽師_一、修_二何法_一、行_二何祭_一、可_レ令_二除癒_一乎

と見え、験者と同様、「陰陽師」が神秘的な能力を持つ術者とされてきたことを示している。つまり、「陰陽師」は「見_レ鬼者」(『西宮記』「東宮行啓条」所引、『宇多天

皇御記』寛平元年(八八九)一月十八日条)なのであった。絶えず陰陽道の中核として存在してきた、これら「陰陽師」たちのうち、二大陰陽道宗家体制を確立せしめたのが、賀茂・安倍の両氏であった。

とここで、陰陽道というものは、本来、特定の家がこれを継ぐような性質の学問技能ではなかった。それが何故、賀茂・安倍両氏の世業世職するところとなつたのだろうか。

陰陽寮設置当初は、その学問が高度に専門的なため、既に知識や技術を修得している還俗僧や渡来人を主体とする陰陽寮官人の任用にならざるをえなかつた。しかしながら、その後、寮の習学機関としての整備と伝習者への優遇措置によつて、各部門習学者の育成が進み、やがて、未成熟ながら、大津・中臣志斐・弓削・大春日・刀岐などの伝習の家の出現をみるに至る。もつとも、九世紀前半段階ではまだ、道の活動の寮の活動を主導したのは陰陽頭ではなかつた。陰陽頭は、もともと事務官僚の長官で、三科の知識のあった者は当然のことながら、それがない者も任用される官だつたからである。陰陽頭が陰陽道を主導するようになるのは、陰陽頭の道出身者任用が常態化した段階から、陰陽道出身者とみられる滋岳(刀岐)川人が頭に任用された九世紀中頃が、その転機とみられる。陰陽道が名実ともに明確となつたのも、この段階である。更に、十世紀後半からは、陰陽道は陰陽頭ではなく、陰陽道一騰・二騰などの上騰層の主導下に入つていくわけであるが、その今一つの画期となつたのが、賀茂忠行・保憲父子とその弟子安倍晴明の出現であつた。

十世紀に始まつた賀茂氏の台頭で陰陽道界は一段と活気を呈してくる(4)。賀茂氏は、七世紀の大験者、役小角の流れといわれるが、その後は従五位下くらいの下級官僚として代々朝廷に仕えるにとどまつていた。しかし、忠行が出るに及んでその占験のすぐれていることが知られ、保憲も父以上に傑出した才能を示し、従四位上に至るなど、陰陽道の隆盛とともに家運上昇の気運に乗つた賀茂氏は、次第に陰陽道界の一大権威として認められるようになったのである。そして、保憲の子光榮もまた達人の名を辱めず、忠行・保憲の弟子安倍晴明も非凡な才を有したため、保憲は、光榮には曆道を受け継がせ、晴明には天文道を伝えて、両氏を異なる分野で主に活動させることにしたのだつた。晴明は、数ある陰陽師のうち、平安王朝に随一の陰陽師とし

て名を馳せ、撰関政治の最盛期に藤原道長らに最も信望厚く、廟堂において全幅の尊信を集めていた人物であり、陰陽道界の象徴とも言うべき存在であった。『大日本史料』所引の『讚岐日記』や『讚陽簪筆録音』によると、晴明は讚岐国香之東郡井原に生まれ、たらし。しかし、大阪市阿倍野区阿倍野元町にある安倍晴明神社では、祭神として晴明を祀り、社の前には、「安倍晴明生誕伝承地」の標注が建っているなど、その誕生の地については明確ではない。誕生年については『土御門家記録』に寛弘二年（一〇〇五）九月二十六日に他界したとあり、『尊卑文脈』や『安倍氏系図』に享年が「八十五」とあることから、それを信じれば、延喜二十一年（九二一）ということになる。『尊卑文脈』によれば、右大臣安倍御主人から数えて九代目（御主人↓広庭↓島磨↓梗虫↓道守↓兄雄↓春材↓益材↓晴明）であった。平安初期辺りから詳しく述べると、晴明の曾祖父である兄雄は参議左中将、祖父春材は淡路守、父益材は大膳大夫と統いており、祖父の代より中下級官僚の家筋であったことが分かる。晴明本人も極位従四位下の中級官人であったが、時の権力者藤原道長と非常に懇意にしていたことは、前にも触れた通りである。この晴明には、自在に式神を扱うとか、予知や透視・占術・幻術にすぐれていたとか、死者を甦らせたなど、数々の超人的エピソードがつきまとっている。ちなみに、「式神」しきじん・しきがみ」とは、「識神」・「職神」とも書き、主人である陰陽師の意のままに目耳となり手足となつて縦横に立ち働らく鬼神の意を言う。常人には「目に見えぬ者」であつたらしい。式神については、宮廷の内側から世相を酷評した清少納言も「しきの神もおのづからいとかしこし」と、畏怖の心情を『枕草子』に記している。また、晴明の母は常人ではなく異類の神狐であつたという伝説も、もあるが、これは、いわゆる英雄 異常出生譚であらう。

本題に戻ろう。「兩道相分」以後、賀茂氏は忠行を、安倍氏は晴明を初代とする累代の儒胤として、得業生を経

ず学生より直接陰陽師に任用される等々の騰次上の優遇措置によつて、賀茂氏は正権暦博士と造暦宣旨の独占、安倍氏は正権天文博士と密奏宣旨の独占を果たし、各々暦道・天文道を独占するとともに、陰陽道出身者として、あるいは暦・天文兩道出身で陰陽道兼学者として、正権陰陽博士や寮の頭・助を独占し陰陽道の上層部を構成していく。こうして、十一世紀後半の段階には、賀茂・安倍両氏が、事實上の陰陽寮組織を独占し、斯道の宗家と仰がれるようになったのである。賀茂・安倍両氏による暦・天文兩道の支配体制は、全盛期の藤原撰関政治体制の下で確立した。と

言えるだろう。両氏は、自らの才覚によつて獲得した知識・技術の相伝によつて家業を形成していったわけであるが、その具体的な方法には、書籍や、家に集積された文書や記録、さらには口伝を伝授するといった形がとられたのだ。それによつて成立した家説が、両氏各々の道の家業化を支えていたものと思われる。また、家業形成期において、嫡子への官職継承を強調している点についても、注目しておきたい。これは、両氏が各々の道において、未だ確固たる地位を築くに至つておらず、他氏族がそうしたように、父子継承の原理を確立して、家格の形成に務めたためと考えられる。

十一世紀以降は、曆道・天文道をはじめとする諸道で、專業氏族が形成されていった時期であつた。例えば、大学の紀伝道（文章道）では菅原・大江両氏、明経法では初め惟宗善・後には小槻両氏が、坂上両氏、明経法では清原氏、算道では三善・小槻両氏が、それぞれの中官職を世襲していつたのである。律令制の崩壊によつて中央官衙では個別官庁の業務完結体化が進み、特定氏族が収入源の確保を含めて特定官庁を世襲請負式に運営していく中で、氏族の專業としての家業觀念が成立したこと、また、家業觀念の普遍化を背景に、律令法から公家法へと転換する明法家説のうち、に律令法を否定してまで家業の優先を認める法理が創出されたこと。などから、賀茂氏や安倍氏の主張も、その

動向の一環として捉えることができ、律令制に優越する家業の論理に支えられていたものと思われる。

三 陰陽道活用術

平安時代中期の宮廷貴族社会において、陰陽道の占術や呪術・祭祀は公私を問わず重用され、様々な禁忌を遵守することが習俗化し、社会的文化的に多大な影響を及ぼした。何故、日常的な生活規範として陰陽道に依存せざるを得なかったのか。当時、広く深く浸透していた信仰の一つに、崇りを為す存在として、邪気と呼ばれる死霊・鬼や神祇・妙見菩薩のごとき仏といった種々の「ものけ」への信仰があつた。そういつた恐れから、人々が、崇りによつてもたらされる凶事への予防的措置をとつていたことは、想像するに難くない。

人々の生活を律した種々の禁忌のうち、物忌と称されるものがあつた。その物忌について、角川日本史辞典¹⁾は、「祭にあつて神を迎えるため、けがれたものなどとの接触やその使用を禁じ清浄状態を保つ行為をさすが、夢見が悪かつたり、怪事に行き当たつた時にする謹慎行為をも含んでいて」と説明している。前半部分は、古くから我が国固有の信仰として存在していた。神事に奉仕するために、一定の期間外部との交渉を遮断して閉じこもり、その結果、新たに清浄な人間として生まれ変わることの意味する精進潔斎であり、奉仕する人そのもの、つまり、巫を指す場合もあつた。延喜式以前に成立した古代史料にあらわれている。齋戒・諱忌・物忌は、何れもこの概念で用いられている。ところが、平安時代中期に及んで、正史以外の史書・文学作品・有職関係書・日記類に見出だされる物忌は、齋戒などといつた神祇的な意味のものとは異概念として使い分けられていた。この物忌こそが、説明の後半部分に示されて、陰陽道的物忌である。もう少し言葉を加えると、「悪

夢怪異ある時、卜占等に依り災厄を蒙る恐れある場合に、これを避けるために家内に籠もりて謹慎し、斎戒沐浴し、身を浄め、触穢を忌み、規定の日限の過ぐるのを待つこと¹⁾」を述べてみよう。まず、物忌の状態であるものを知らせるため、陰陽道では魔除けの木として特に珍重される柳の木を三分ばかりに削つた簡(白い紙片の場合もある)に、「物忌」と書き、冠・髪や簾にさすのである。そして、その住居に籠結び、閉門して外部との交渉を断つことを基本とするが、覆推して計られた物忌の軽重に応じて、門の開け方を、来訪者との接渉の方法・程度などに、複雑な様相を有していた。ようだ。忌み落としや穢払いではなく、災厄に対する予防行為であるというところに、平安時代中期の物忌の本質的な性格があると思われる。

物忌と並び、平安中期貴族の生活において数多くみられる陰陽道的禁忌に、方忌といふものがある。方忌は、簡単に言えれば、陰陽道というところの、凶方を避ける行為であり、その凶方を克服するたための方忌の方法は、方忌なのである。方忌は、どのような方法で行なわれていたのだろうか。では、その目的は大きく二つに分けることができる。一つは、移動・旅を可能にするために、もう一つは、方忌の期間中に犯さるべき禁忌を可能にするために、方忌を行つていたといふのである。前者は、從來なされてきた解釈である。つまり、前日にいつた別の方角の場所へ赴き、そこで夜を明かし、次の日にいつた別の方角の場所へ赴き、そこで夜を明かして、その日の目的の場所へ出かけることを、方忌の定義として、A地点から南に位置するB地点まで行くところの場合、まずC地点、つまりA地点の西南、従つてB地点の西北の地点に赴く必要がある。A地点の西南、従つてB地点の西北の地点に赴く必要がある。そうすれば、そのC地点から南に位置するB地点まで行くところの場合、まずA地点から南に位置するB地点まで行くところの場合、まずC地点、つまりA地点の西南、従つてB地点の西北の地点に赴く必要がある。そうすれば、そのC地点から南に位置するB地点まで行くところの場合、まず

へ向かつたり、自宅に帰つたりした時間帯は、普通は夜明け方だつたようである。また、この場合の方忌は天一神・太白神といった神が塞いだ方角に行動することを避ける認識であるから、その神によつて、当然、方違も避けてくるのだ。次に、後者を目的とする、犯土や出産や、必ずしも場所の移動の概念とは結びつかない他の諸々の作業、行動に關して、大將軍、王相、金神が引き起こす忌みを避けることを目的とする方違についてである。大將軍らの神が課す方忌は、前者のそれより長期間であり、この忌みを避けるためには、前者のようなその場限りの方違では済まなかつた。予防のための方違によつて、あらかじめ自由を得ておく必要があつたのである。とはいへ、どんな方違でも、かなりの長期間にわたつて方塞がりの自由が得られることはまずなかつた。方違によつて自由を得ても、ある期間を過ぎればその自由はなくなつたわけ、その自由を持ち続けようとする時には、新たに方違を行わなければならなかつた。従つて、長期にわたる造作をする場合には、同一人物が一年を通して一連の方違を行わねばならなかつたのである。修造や移転などはあらかじめ予定されるものだから、可能だつたのだから。前者と比べてはるかに重要性が大きいと思われ、この予防のための方違もまた、神によつて、そして、起点が本所か旅所かによつて、異なつてくるのだ。

以上みてきたような、陰陽道に依存した生活を送る上で、貴族たちはしばしば、あらゆる場面において、陰陽道を職務とする陰陽師の術者の験力を切実に必要としていた。人を益するためにも害するためにも用いられるものとしての力であり、呪咀における式神の場合や、祓・陰陽道祭の場合のように、ものけを操作・制御することさえ可能な力として認識されていた陰陽師の験力に、陰陽師の神秘性は獲得せられたものと思われ。『小右記』などの當時の貴族の日記に登場する宗家の陰陽師たちも、皇室や貴族

と頻繁に接触を持つていた。そして、貴族たちが陰陽師を必要とする一方、宗家もまた、摂閥家その他の貴族や皇室に奉仕することによつて、その權威を保持していつたのではないだろうか。

しかし、陰陽道的禁忌に対して原則的な生活を送る反面、それが絶対的な束縛力を持つていなかったのもまた、実状であつた。認識の仕方にも個人差があり、逆に、そういった制約を自分に都合よく利用し、日常生活の潤滑油として楽しんでゐるような人々も、多々みられたのである。

まず、物忌についてであるが、陰陽師の覆推の結果によつては行動がさほどに制約を受けていない場合もあり、緊急事態が発生すると破つて外出したりもしてゐた。物忌を厳格に守るかどうかは、当事者の緊張度如何にあつたのではないだろうか。下級貴族になるほどその傾向が強くなり、平均的物忌観と言つてほぼ間違いないだろう。その点、天皇の御物忌の場合は、一貴族の私的な物忌と違つて、公的な意味を持つ故であるか、かなり厳密に守られていたようだ。天皇が御物忌である時、侍臣の場合には外宿の人を来るのを禁ずると同じ理屈で、内裏への出入はできなくなつた。そうすると、朝政が全面的に停止状態になつてしまつた。出席する公卿は前夜のうちに宮中へ候宿するのうた。そして、和歌や漢詩の会が催されたり、管弦の宴の時を過ぎたりして、後宮女房も含めた宮中社交が華やかに繰り広げられるのである。また、『源氏物語』宇治十帖（東屋・浮舟）では、薫君が、嚴重な物忌と稱して行方にくらまし、愛人の浮舟と二人だけの熱愛の時間を利用したりしてゐる。当時の貴族の日記をみると、時には連日の勤めに疲れて、物忌を口実に休養する貴族もあつたようだ。

では、方違についてはどうだつたのであろうか。方違の方法は、基本はきわめて単純なのであるが、起点と方忌の

性格によつて変化するため複雑となつてくる。このようない規則に、貴族たちはどの程度まで従つていたのかといふと、いくつかの文学作品が示す通り、時にはあえて方違を行わなかつた人々もいたようである。方忌の増大や、陰陽師間の説の相違などもあり、実際の方忌の基準や方違の方法は、史料などからうかがい知ることができるものよりも、更に複雑であつたと思われる。よつて、当日が方忌から免れえといふかどうか、厳密に意識すれば、日常生活の行動不能といふほどの煩雑さであつたに違ひない。方忌認識も、煩雑さが過ぎれば逆に無視される、といつたところではないだろうか。『源氏物語』の主人公である光源氏は、内裏から妻である葵上の邸（父左大臣の二条邸）に来て、今夜は泊まりという段階になつてあらためて内裏からの方忌に気づき、女房にすすめられるまま紀伊守の中川家に方違をして、紀伊守の後妻であつた空蟬と出会う。その後も光源氏は、空蟬を口説くのに「たびたびの御方違にとづけて」接近しようとしたと告白している。『和泉式部日記』では、帥宮敦道親王が、四十五日方違と称して愛人の和泉式部の家の近隣に移り、逢瀬に利用している。また、『大和物語』第八段には、「一夜めぐり」、つまり、太白について次のような挿話がある。監命婦という女性のもとに通つていた式明親王（醍醐皇子）は、方忌で行けないと連絡したら、「一夜めぐりの君だから、方忌を無視して訪ねても尤もなことです」と椰揄されて、方忌を無視して訪ねてきたというのだ。

このように、陰陽道的禁忌に縛られるには、それを理解するだけの知性・教養と、それを実行に移すだけの経済的・時間的ゆとりが必要であり、だからこそ、その条件を満たし得る貴族層においてのみ、物忌や方違といった凶事に對する予防行為が、盛んに営まれていたものと思われ。平安時代中期の陰陽道は、貴族の有職的教養的知識であり、貴族社会の因習的形式的な權威づけに、大きな役割を果たしたのだ。また、むやみに縛られるのではなく、自分

自身に都合の良い雅な面に逆用するなど、陰陽道を文化の域にまで高めて楽しんでいた傾向も、平安貴族たちの日記や文学作品から、少なからず見受けられるのではないだろうか。

おわりに

平安時代中期は、陰陽道が、貴族の生活習慣の一部として当然のよう存在していた時代であつた。そのような状況を成立せしめた心理的背景の第一が、未知なるものへの畏怖の念であつたことは言うまでもない。陰陽道を必要とする側と供給する側、この両者が揃つていたのでこそ、陰陽道は宮廷貴族社会において盛行し得たのである。完全なる闇の消滅とともに、少なくとも一方が失われてしまつたと思われ、現代社会においては、陰陽道が迷信の一言で片付けられてしまつたのも、仕方ないことかもしれない。しかし、迷信を含みつつも、節分、雑祭といふように、今なお、陰陽道が我々の生活の底辺に伏在し続けているのもまた、事実なのである。

註

- (1) 飯島忠夫 『天文曆法と陰陽五行説』（恒星社 一九三九年）
- (2) 広瀬秀雄 『曆』（近藤出版社 一九七八年）
- (3) 繁田信一 『平安中期貴族社会における陰陽師——とくに病氣をめぐる活動について——』（『論集東北大学印度学宗教学会』第一八号 一九九一年）
- (4) 村山修一 『古代日本の陰陽道』（『陰陽道叢書』第一卷 古代、名著出版 一九九三年）
- (5) 『臥雲目録』には晴明の母を化生のものとする伝があり、神狐伝説は信田の森の「葛の葉狐」を晴明

- の母とする甚説から、五説経の一の「信太妻」が作られ、「阿倍童子」「狐女房」などの説話となり、晴明を祖とする陰陽師集団が広めたものと思われる。
- (6) 『帝王編年記』卷一七・一条院(国史大系第一二)
- (7) 村山修一「王朝貴族と陰陽道の名人たち」(『日本陰陽道史話』大阪書房 一九八七年)
- (8) 佐藤進一「公家法の特質とその背景」(日本思想大系『中世政治社会思想 下』解説 岩波書店 一九八一年)
- (9) 佐藤進一『日本の中世国家』第一章(岩波書店 一九八三年)
- (10) 註(3)に同じ
- (11) 『日本史辞典』(角川書店 一九九三年)
- (12) 石村貞吉『源氏物語有職の研究』(風間書房 一九六四年)
- (13) 村山修一『平安京』日本歴史新書禁忌の項(至文堂)